

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 12 日現在

機関番号：10101

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2014

課題番号：25590014

研究課題名(和文) スマートフォンによる保護観察対象者に対するアフターケア体制の確立について研究

研究課題名(英文) Study on after-care system for probanden over smartphone

## 研究代表者

小名木 明宏 (Onagi, Akihiro)

北海道大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：60274685

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：出所した受刑者の社会復帰を促進するためのアフターケアの在り方は、刑事政策の重要な課題となっている。本研究では、保護観察対象者にスマートフォンを所持させて、発信する信号により電子的に監視するシステムを整備するとともに、保護司とのコミュニケーションの質の向上を図り、対象者の再犯の防止、円滑な社会復帰の促進というアフターケアを充実させることについて検討した。そしてスマートフォンをこのような刑事政策実現のツールとして利用することは今後、真剣に検討されるべきであるとの結論を得た。

研究成果の概要(英文)：The Way of aftercare to promote the social reintegration of inmates, it has become an important issue of criminal policy. In this study, by possession and using of a smartphone to probationers and parolees, as well as to develop a system that electronic monitored by the outgoing signal, I aim to improve the quality of communication with the volunteer probation officers, the prevention of recidivism and the smoothly rehabilitation as the aftercare. I reached to the conclusion that utilizing the smartphone as such criminal policy implementation tool should now be seriously considered.

研究分野：刑事法学

キーワード：刑法 刑事政策

## 1. 研究開始当初の背景

医学における疾病予防と同様に、刑事学においても犯罪予防に重点が置かれるようになってきており、刑事施設における更生教育と出所後のアフターケア体制の充実が重視されている。前者は被収容者に対する教育というソフト面での対応になるが、後者にはさまざまな対応が考えられる。海外では、仮釈放者に発信器付きの腕輪・足輪を装着し、電子的に監視しようという方法が欧米諸国を中心に実施されている。わが国では、宮城県で試験導入した実績があり、また刑事施設内では、被収容者の衣服に電子タグを装着し、居場所を確認するという管理方法が美祢社会復帰促進センター等で実施されており、被収容者の自主性の促進に効果を上げている。研究代表者自身もすでに『仮釈放者に対する電子監視システムによるアフターケアの整備に関する法的問題についての研究』(2009年度電気通信普及財団助成)においてこの問題を検証している。他方で、腕輪・足輪による電子監視は、わが国の現行法制度の下では、人権尊重の観点から問題であるとして慎重論も非常に強い。

本研究テーマと関連する電子監視システムについては、外国の状況を紹介するものとして、川出敏裕「電子監視」ジュリスト1358号(2008年)116頁、横地環「英国及びスウェーデン王国における電子監視制度」更生保護と犯罪予防151号(2009年)90頁、甘利航司「電子監視と保護観察の在り方」龍谷法学第43巻第1号(2010年6月)129頁、同「電子監視による保護観察？」刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』(2012年)177頁、法総研研究部報告44号「諸外国における位置情報確認制度に関する研究」(2011年)があるが、特に積極論や消極論を主張するものではない。刑事施設敷地内に限って言えば、被収容者の衣服に電子タグを着用させ、信号で居場所を確認するという管理方法が美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センターで実施されており、被収容者にかなりの移動の自由を認めており、自主性の促進に効果を上げているが、これは刑事施設内での管理の一方法であって、社会内でのアフターケアではない。他方、学会では電子監視のための腕輪ないし足輪が人権侵害に当たるという議論が強く、我が国での電子監視の実施についてはかなり困難を極めることが予想される。しかしながら、海外ではすでに多くの国々において、電子監視という手法が導入されており、一定の評価を受けている。アメリカでは、連邦及び各州レベルにおいて実施されており、フランスでは試験運用を経て、正式に運用されている。その他のヨーロッパの国では、オランダ、スウェーデン、イギリス、ドイ

ツ、オーストリアが、また近隣諸国では韓国でも実施されている。ただ、いずれの国々においても、運用状況はなお試行錯誤を伴っているというのが現状であり、今後も幾多の運用の変容が予想されている。

## 2. 研究の目的

仮釈放等で出所した元受刑者の社会復帰を促進するためのアフターケアがどうあるべきかは、刑事政策の重要な課題となっている。とくに保護観察対象者に対しては、保護司との連携が大切であるが、実際には対象者との連絡が取れないことが多く、これが再犯の原因になることが多い。

本研究は、このような観点の下、保護観察対象者にスマートフォンを所持させて、発信する信号により電子的に監視するシステムを整備するとともに、保護司とのコミュニケーションの質の向上を図り、対象者の再犯の防止、円滑な社会復帰の促進というアフターケアを充実することに伴う法的な問題について検討するものである。

## 3. 研究の方法

本研究においては、保護観察対象者にスマートフォンを所持させ、このツールを用いて、再犯の防止、円滑な社会復帰の促進というアフターケアを充実させるという目的のために、(1)法的問題と(2)実務的・技術的問題を検討し、(3)総合的評価の提言を試みる。

(1)法的問題の検討：更正保護法50条以下に規定する遵守事項の解釈の限界と刑罰論の関係を検討する。平成19年に改正された更生保護法は、遵守事項を重点的に整理したが、これと電子的な所在確認情報の提供がどのような関係に立つのかを検討する。

(2)実務的・技術的問題の検討：スマートフォンの発する信号電波を用いることで生ずる可能性のある運用上の問題を主にインタビュー調査により明らかにし、運用上の対策を検討する。通信方式の選定、本人確認の方法、コスト負担の問題を検討する。

(3)総合的評価：(1)解釈問題と(2)実務的・技術的な問題を検討し、問題点を総括する。

## 4. 研究成果

本研究では、保護観察対象者にスマートフォンを所持させて、発信する信号により電子的に監視するシステムを整備するとともに、保護司とのコミュニケーションの質の向上を図り、対象者の再犯の防止、円滑な社会復帰の促進というアフターケアを充実することに伴う法的な問題について検討した。

(1)ドイツ、スイス、オーストリアにおけ

る実情について

資料によりドイツ、スイス、オーストリアにおけるGPSによる位置情報管理の実施状況を検討した。ドイツにおいては、バイエルン州、バーデンヴュルテンベルク州、ヘッセン州において実施済み、オーストリアにおいては全土において実施済み、スイスでは新刑事訴訟法により実施済みである。

#### (2) 島根あさひ社会復帰促進センターでの実地調査

島根あさひ社会復帰促進センターにおいて収容者の衣服に電子タグを着用させ、信号で居場所を確認するという管理方法が実施されており、この見返りに受刑者にかなりの移動の自由を認められ、収容者の自主性の促進に効果を上げている。この実際の運用を実地調査した。問題点として、個々の被収容者の位置を点として認識しているのではなく、各ブロックにおいて把握しているにすぎないということ、エラーがかなり出ること、とくに屋外作業においてはこれが著しいこと、被収容者によるいたづらが多いこと、が分かった。

#### (3) インタビュー調査

琉球大学の矢野教授に北欧諸国におけるGPSによる位置情報管理の実施状況について知見を得た。また、その他の刑事政策研究者に聞き取り調査および意見を求めた。更生保護法の遵守義務の限界、刑罰論との関係、社会復帰促進の理念と自由の拘束の在り方について有益な示唆を得た。外国研究者へのインタビュー調査と意見交換としては、ドイツとフィンランドの研究者を訪問し、電子監視の実施情報について、およびそれに伴う法的な問題点の議論状況、さらに今後の展望についての貴重な意見を得た。両国においては、我が国と異なり、保安処分制度が法的に導入されており、電子監視の実施のための基盤が確立していることが着目された。

#### (4) スマートフォンの技術に関する実態調査

アップル社のiPhoneについて、本人確認の技術を実験し、コミュニケーションの手段としてのスマートフォンの有用性を実証できた。

#### (5) 研究報告

本研究テーマと関連する研究報告を3回行った。「刑罰論の展開」(2013年10月5日犯罪社会学会テーマセッション「社会における刑務所の意義とは」(北海学園大学)(日本犯罪社会学会『第40回大会報告要旨集』48-50頁)、「ドイツにおける女子刑務所のあり方 - とくにバイエルン州での現状」(2013年12月1日「女子刑務所のありかたを考える国際セミナー」(立正大学))、「ドイツ連邦共和国における刑務所内の女子施設につい

て」(2014年10月19日犯罪社会学会テーマセッション「犯罪者を親にもつ子どもへの法的支援の必要性 - 親が受刑中の場合」での報告(京都産業大学)(日本犯罪社会学会『第41回大会報告要旨集』78-82頁)である。

#### (6) 結論

本研究を通じて、研究代表者は、従来の考え方である「電子監視=足輪ないし腕輪による身体的コントロール」から脱却し、保護観察対象者と保護司のコミュニケーションの一環として電子監視をとらえ、その枠の中で、足輪ないし腕輪ではなく、スマートフォンというツールを用いることで、対象者のアフターケアを実現するというものであり、同時に、これは再犯防止、犯罪予防にも役立つものである。スマートフォンをこのような刑事政策実現のツールとして利用することは今後、真剣に検討されるべきであるとの結論に至った。

現在、仮釈放されると保護観察以上の制約は受けておらず、保護司との密接な連絡もままならない場合が多く、再犯に至り、逮捕され、警察等で再会するという者も多い。しかし、スマートフォンの持つ機能を応用すれば、どのような場所でも、また、時間を問わず、保護司と連絡が取れるのみならず、適切なカウンセリングを受ける可能性が広がる。他方で、自分自身の弱さゆえ、再犯に走る仮釈放者が多いことも事実であり、スマートフォンの持つ位置情報システムにより監視されているということに自覚し、自分自身の更正する自己意識を覚醒することで、自己啓発を行い、「正しい人間」になるという目的に資することができる。この意味でスマートフォンの効果的な利用により保護観察対象者のアフターケアと再犯防止に貢献すると考えるのである。

本研究全般に関する論文は現在執筆中であり、近く公表される予定である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

本テーマと関連する論文

小名木明宏「ドイツの状況：ドイツ連邦共和国における刑務所内の女子施設について」日本犯罪社会学会『第41回大会報告要旨集』78-82頁、2015年3月

小名木明宏「刑罰論の展開」日本犯罪社会学会『第40回大会報告要旨集』48-50頁、2014年3月

〔学会発表〕(計 3 件)

本テーマと関連する報告

小名木明宏「ドイツ連邦共和国における刑務所内の女子施設について」(2014年10月19

日犯罪社会学会テーマセッション「犯罪者を親にもつ子どもへの法的支援の必要性 - 親が受刑中の場合」での報告(京都産業大学)  
小名木明宏「ドイツにおける女子刑務所のあり方 - とくにバイエルン州での現状」(2013年12月1日「女子刑務所のありかたを考える国際セミナー」(立正大学))  
小名木明宏「刑罰論の展開」(2013年10月5日犯罪社会学会テーマセッション「社会における刑務所の意義とは」(北海学園大学))

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕  
出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等  
<http://lex.juris.hokudai.ac.jp/~onagi/>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

小名木明宏 (ONAGI, Akihiro)  
北海道大学大学院・法学研究科・教授  
研究者番号：60274685

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：